

田村市水防計画

令和 5 年 8 月



田 村 市

第1 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から水防管理団体に指定された指定水防管理団体たる田村市が、同法第33条第1項の規定に基づき、田村市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、田村市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

第2 水防組織の役割

1 水防本部

市内の水防事務を総括する。

（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、水防作業の応援指導等、水防作業の円滑な推進に資する業務、広報等の業務）

第3 水防組織

1 水防本部

水防法第10条第3項、第11条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象・洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報に通知があったときから、その危険を解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防の事務を処理するものとする。

（1）水防本部設置基準

次のア～オに該当したとき、又は水防本部長が必要と認めたときに設置する。

ア 次の注意報及び警報が発表され、被害の発生、または被害の発生する恐れがあるとき。

ただし、各注意報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置する。

注意報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

イ 水防法第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第3項による水防警報が発表されたとき。

エ 市内において、震度5弱以上の地震を観測したとき、若しくは震度4以上の地震により河川等が被災し水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。

オ その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

（2）水防本部の組織

水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表による。（表－1）

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部が設置された場合は、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。

（3）水防本部事務局

水防本部の事務局は、市民部生活安全課におく。

水防本部事務局：電話番号 0247-82-1116

FAX 0247-82-2522

(4) 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防部長の指揮を受けるものとする。

(5) 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。(表－2)

(6) 水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

表-1 (水防本部組織表)

本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 市民部長 総務部長 保健福祉部長 産業部長 建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長	本部事務局 事務局長（市民部長兼務） 統括調整官（DX推進室長・議会事務局次長） 統括班 企画班 情報班 広報・渉外班 各部へ情報提供 および支援要請 救済対策部 （総務部長） 統括調整官（総務課長） 総合支援班（総務課・監査委員会事務局・選挙管理委員会事務局） 食料供給班（議会事務局・会計課・財政課） 物資供給班（財政課） 輸送班（企画調整課） 避難者対策部 （市民部長） 統括調整官（市民課長） 避難者支援班（市民課・こども未来課） 生活再建支援班（税務課・社会福祉課） 環境衛生班（環境課） 消防・防犯・交通対策班（生活安全課） 医療保健対策部 （保健福祉部長） 統括調整官（こども未来課長） 医療救護班（保健課・環境課） 保健福祉班（社会福祉課・こども未来課） 要配慮者支援班（高齢福祉課） 生活基盤対策部 （建設部長） 統括調整官（建設課長） 公共土木対策班（建設課） 住宅等対策班（都市計画課） 下水道対策班（上下水道課） 応急給水班（上下水道課） 産業再建対策部 （産業部長） 統括調整官（観光交流課長） 農林対策班（農林課・農業委員会事務局） 事業再建支援班（商工課・観光交流課） 教育対策部 （教育部長） 統括調整官（生涯学習課長） 施設対策班（教育総務課・生涯学習課） 児童・生徒支援班（学校教育課・こども未来課） 行政局災害対策部 （総務部長（兼務）） 統括調整官（行政局長） 局統括班（行政局） 局支援班（行政局）
---	---

水防本部事務局分掌事務

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官 DX 推進室長 議会事務局次長	1 事務局長・次長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援

班 名 等	分 掌 事 務
【統括班】 班長:総務課 課長補佐 総 務 課 1 企画調整課 1 生活安全課 1 社会福祉課 1 商 工 課 1 教育総務課 1 ー合計 7 名ー	1 職員の招集、動員 2 災害対策本部の設置、運営および廃止 3 災害対策本部会議の開催および進行管理 4 災害警戒および注意喚起の判断 5 高齢者等避難、避難指示の発令および解除 6 避難指示、警戒区域設定の居住者への伝達および防災関係機関への通知 7 災害対策本部 各部業務の統制、調整および復旧状況の把握 8 県その他防災関係機関との連絡調整 9 災害対策本部長からの指示事項の伝達 10 事務局内の業務の統制および調整 11 災害対策本部会議等の議事録および本部活動状況の記録 12 災害対策予算の準備 13 防災会議の招集、議事録の作成および保管 14 総括班業務日誌の作成および保管

班 名 等	分 掌 事 務
【企画班】 班長企画調整課 課長補佐 総 務 課 1 財 政 課 1 市 民 課 1 こども未来課 1 都市計画課 1 生涯学習課 1 ー合計 7 名ー	1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 警戒区域の設定、解除および当該区域への立入制限、禁止または退去命令 4 防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、県各市町村および 応援協定締結事業者等への応援要請要否の検討 5 救急、救助の実施および行方不明者の捜索にかかる関係機関との連絡・調整 6 県、防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、関係機関団体、 他市町村および消防団の活動調整 7 災害対策本部各部の分掌外事案に係る対応の調整等 8 防火対象物、危険物施設および高圧ガス施設の応急措置の調整等 9 国、県への要望および要請 10 応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動要請 11 開設する避難所の選定 12 避難所の設置、廃止および統制 13 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力 14 避難者支援に関する、行政局との連絡調整 15 企画班主催会議等の記録 16 企画班業務日誌の作成および保管

班 名 等	分 掌 事 務
【情報班】 班長:観光交流課 課長補佐 DX推進室 1 環 境 課 1 高齢福祉課 1 農 林 課 1 観光交流課 1 建 設 課 1 教育総務課 1 —合計8名— 行政局1×4局 出張所1×7所 ※行政局、出張所職員 は勤務場所へ参集 —4名+7名—	1 災害応急対策に資する情報資料の収集に関する企画および進行管理 2 情報資料の収集手段等の決定および運用 3 被災地への情報資料の収集要員の派遣の要否の決定 4 事務局各班、各対策部および行政局等が収集した情報資料の整理および分類 5 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 6 警察、消防、防災関係機関との被害に関する情報の相互提供および確認 7 災害情報の県への報告（県防災事務連絡システム） 8 重要な情報の確認および本部事務局長への報告 9 被害状況の把握、記録および整理（災害全般） 10 情報班主催会議等の記録 11 情報班業務日誌の作成および保管

班 名 等	分 掌 事 務
【広報・渉外班】 班長:生涯学習課 課長補佐 総 務 課 1 税 務 課 1 保 健 課 1 社会福祉課 1 こども未来課 1 高齢福祉課 1 学校教育課 1 生涯学習課 1 —合計9名—	1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 安否情報および生活関連情報等の提供 3 在日外国人への災害情報等の提供（外国語対応を含む） 4 災害の発生が予想される地域への巡回および広報 5 県、関係機関への広報等 6 県の災害対応に関する情報提供および呼び掛け 7 報道機関の対応等 8 国の機関および特殊法人、県等との協力体制 9 写真等による情報の収集および記録対応 10 被害状況の把握、記録、整理協力および活用 11 渉外 全般（災害視察者、見舞者、慰問、激励、大臣、議員等） 12 市議会との連絡調整および緊急会議 13 広報・渉外班主催会議等の記録 14 広報・渉外班業務日誌の作成および保管

水防本部各部・各班の名称及び分掌事務

ア 救援対策部

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：総務課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整

	3 他部との調整 4 他部との相互応援
【総合支援班】 班長：総務課長兼務 総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 各部の国、県に対する要望の総括および資料作成の総合調整 2 職員の服務、給与および福利厚生 3 本部、行政局等の人員調整 4 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保 5 本部業務に必要な場所および会議室用備品の確保 6 関係機関連絡員室の設置 7 災害対策活動に関わる経費等の総括 8 緊急通行車両の確認手続きおよび車両証の交付 9 各部の災害応急対策に係る資機材等調達要求の総合調整および調達 10 災害対策に必要な車両、物資等の調達および輸送並びに工事の契約 11 通信事業者等外部団体との通信に係わる連携 12 救助法の適用要請事務の総括 13 各行政区長の対応調整 14 総合支援班主催会議等の記録 15 総合支援班業務日誌の作成、保管
【食料供給班】 班長：財政課管財係長 議会事務局 会計課 財政課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 災害初期における避難所等への緊急食料の供給及び炊出し 2 避難所等の献立の作成及び食材の配分並びに厨房資機材の設置 3 被災者への食料配分 4 救援食料の受入れ及び配分 5 食料(食材)の調達 6 食料供給に係る協定締結団体等への要請 7 学校給食調理施設等を利用した災害時給食への協力 8 県への食料供給応援要請及び把握 9 職員及び防災従事者の給食 10 食料供給班主催会議等の記録 11 食料供給班業務日誌の作成・保管
【物資供給班】 班長：財政課長 財政課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 必要な物資の把握及び救援物資集配拠点の開設 2 生活必需品及び救援物資等に係るニーズの把握 3 救援物資の受入れ及び配給 4 救援物資等の配送先別の仕分け 5 県及び他市町村への生活必需品供給に係る応援要請 6 各種業界団体からの被災者用食料、生活必需品等物資の調達 7 生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請 8 物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理 9 日本赤十字社に対する生活必需品等の供給の要請 10 行政局・避難所等からの生活必需品等供給要請の受付及び把握 11 寒冷期対策としての生活必需品等の確保 12 物資供給班主催会議等の記録 13 物資供給班業務日誌の作成・保管

班 名 等	分 掌 事 務
【輸送班】 班長：企画調整課長 企画調整課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 道路交通情報の収集 2 緊急輸送ルートの指定及び確保 3 食料・物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定 4 人員・物資の輸送 5 公用車の運行調整及び車両借上げ 6 輸送事業者への輸送応援要請 7 作業用車両の調達及び配車 8 救援物資等の緊急輸送に関する調整 9 食料・物資の一次集積場所及び輸送中継基地の確保 10 車両・暖房用燃料等各種燃料のニーズの把握及び調達 11 臨時ヘリポートの確保 12 緊急空中輸送の調整 13 輸送班主催会議等の記録 14 輸送班業務日誌の作成・保管

イ 避難者対策部（長：市民部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：市民課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【避難者支援班】 班長：市民課長兼務 市民課 こども未来課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 避難所の開設、運営、閉鎖 2 避難者の受入れに係る連絡調整 3 避難者の誘導、受入れおよび救護 4 避難所に受入れた避難者に対する情報の提供および広報 5 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理、記録 6 帰宅困難者の避難所受入れ 7 避難所内における食料、物資の配分 8 避難所運営に係るボランティアとの調整 9 避難者支援班主催会議等の記録 10 避難者支援班業務日誌の作成、保管
【生活再建支援班】 班長：税務課長 税務課 社会福祉課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 住家及び家屋等の被害状況の把握、整理及び記録 2 住家及び家屋等の被害認定並びに災証明書の発行 3 被災者生活再建支援法に関すること 4 市税に係る納期限延長、執行猶予、減免の特別措置の実施 5 各種特例措置実施に係る住民への情報提供 6 各種支援計画の実施窓口の開設及び住民への周知 7 義援金品の窓口の開設 8 義援金及び災害見舞金の受入れ、管理及び配分 9 義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定 10 義援金品受付・受入れの周知 11 義援金品受領証の発行

	12 義援金品の公表 13 礼状の作成及び送付 14 生活再建支援班主催会議等の記録 15 生活再建支援班業務日誌の作成・保管
--	--

班 名 等	分 掌 事 務
【環境衛生班】 班長：環境課長 環境課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 所管施設等の被害状況の把握、整理及び記録 2 し尿処理 3 し尿処理に係る市町村広域対応の調整及び県並びに関係団体への応援要請 4 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整及び設置 5 災害時の廃棄物の応急収集及び処分 6 一般廃棄物の処理 7 廃棄物収集処理業者との連絡調整 8 廃棄物廃棄排出事業者の指導 9 廃棄物の収集場所（仮置き場等含む）及び処分方法の指定 10 ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整及び県並びに関係団体への応援要請 11 他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請 12 被災地における被災動物の保護対策 13 墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧 14 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇用 15 他市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握 16 災害時における大気汚染の防止 17 環境衛生班主催会議等の記録 18 環境衛生班業務日誌の作成・保管
【消防・防犯・交通対策班】 班長：生活安全課 生活安全係長 生活安全課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 所管施設等の被害状況の把握、整理及び記録 2 災害時における防犯活動 3 消防団との連絡調整 4 他機関及び防犯並びに交通安全関係諸団体との連絡調整 5 消防・防犯・交通対策班主催会議等の記録 6 消防・防犯・交通対策班業務日誌の作成・保管

医療保健対策部（長：保健福祉部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：こども未来課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整

	4 他部との相互応援
【医療救護班】 班長：保健課長 保健課 環境課 ※各課保健技師及び看護技師 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 医療機関の活動状況に関する情報収集及び提供 2 医療機関の被害状況の把握 3 初動時の緊急医療体制の確立 4 医療救護班の編成 5 応急救護所、避難所救護所の開設・管理、医療救護班の活動及び負傷者の救護 6 被災地域及び避難所における保健衛生及び食品衛生 7 防疫用薬剤・資機材の調達及び配分 8 緊急食品の配給に係る食品衛生確保 9 医師会及び医療機関との連絡及び協力要請 10 被災者（避難者）の医療、助産、救護活動の統括、被災者（避難者）に対する心のケア、保健相談及び指導 11 被災者（避難者）の健康調査及び健康診断 12 被災者（避難者）及び被災地域住民に対する各種栄養相談及び指導の実施 13 被災者（避難者）のエコノミー症候群及び感染症予防 14 被災地域及び避難所における防疫 15 被災地の防疫の総括、防疫班の編成 16 被災地域の巡回保健指導の実施並びに健康相談の実施 17 防疫及び保健衛生対応に必要な情報の収集 18 防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請・各種防疫指導の実施 19 臨時予防接種及び検診の実施 20 医薬品、医療器具の調達及び配分 21 医師等医療従事者の確保 22 医療ボランティアの活動の支援 23 患者搬送に係る広域的搬送体制の確保 24 関係機関への医療資機材の供給要請 25 医療機関への医療活動情報の提供 26 後方病院における医療救護活動 27 医療救護班主催会議等の記録 28 医療救護班業務日誌の作成・保管

班 名 等	分 掌 事 務
【保健福祉班】 班長：社会福祉課長 社会福祉課 こども未来課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 所管施設の被害状況の把握、整理及び記録 2 社会福祉施設の被害状況の把握 3 収容可能な社会福祉施設等の把握及び収容調整 4 福祉ボランティアとの調整及び運用 5 遺体の収容、安置場所の確保、検案、引渡し及び埋火葬の総括 6 葬祭業者との連絡調整 7 遺体の検視・検分の把握 8 遺体安置所の開設及び運営 9 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援

	10 医師会及び日本赤十字社に対する死体検案及び処理に係る応援要請 11 各種相談窓口の設置及び電話相談等の実施 12 災害弔慰金 13 保育園児等の避難誘導及び収容保護 14 収容保護した保育園児等の保護者または身元引受人の調査 15 私立保育園等との連絡 16 保健福祉班主催会議等の記録 17 保健福祉班業務日誌の作成・保管 18 医療救護班への業務支援 19 手話ボランティア等の要請 20 障害者等の被災状況調査及び収容保護並びに身元引受人の調査
【要配慮者支援班】 班長：高齢福祉課長 高齢福祉課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 所管施設の被害状況の把握、整理及び記録 2 要配慮者のうち、特にひとり暮らし高齢者等の安否及び所在の確認 3 要配慮者の救護・避難誘導及び避難所への収容 4 要配慮者等の避難所への収容・移動記録の作成及び保管 5 避難支援等関係団体との連絡調整 6 要配慮者の緊急援護の受付及び入所調整 7 被災あるいは自宅に取り残された要配慮者の避難所へ収容等 8 避難所等に避難した要配慮者の保健福祉ニーズの把握及び保健師等の巡回サービス 9 要配慮者に対する巡回相談等の実施 10 看護師、介護士、ガイドヘルパー等の福祉ボランティアの要請 11 災害時のひとり暮らし高齢者等の被災状況調査及び収容保護並びに身元引受人の調査 12 要配慮者の心のケア対策 13 福祉避難所の設置及び運営 14 介護資器材等の調達及び配分 15 要配慮者支援班主催会議等の記録 16 要配慮者支援班業務日誌の作成・保管 17 医療救護班への業務支援

エ 生活基盤対策部（長：建設部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：建設課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援 5 電気、電話、その他ライフライン関係事業所等との連絡・調整
【公共土木対策班】 班長：建設課長兼務 建設課	1 道路、橋梁、河川の被害状況の把握、整理及び記録 2 道路、橋梁、河川の応急復旧工事 3 災害対策上重要な所管道路の緊急警戒 4 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇用

(課に必要とする最少人員を除く職員)	6 急傾斜地及び擁壁等の危険箇所の応急措置 (二次災害防止) 7 建設業者に対する連絡調整及び緊急工事の契約 8 街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約 9 パトロール車、道路掲示板等による通行者への道路情報提供 10 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理 11 公共土木対策班主催会議等の記録 12 公共土木対策班業務日誌の作成・保管
【住宅等対策班】 班長：都市計画課長 都市計画課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 市営住宅の被害状況の把握 2 市営住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約 3 市営住宅の被災者への提供に係る調整・斡旋に関すること 4 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連携調整に関すること 5 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること 6 住宅等対策班主催会議等の記録に関すること 7 住宅等対策班業務日誌の作成・保管に関すること 8 都市公園及び付帯設備の保全
【下水道対策班】 班長：上下水道課長 上下水道課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 下水道施設の被害状況の把握、整理及び記録 2 下水道施設の応急対策 3 下水道区域の排水対策等 4 下水道事業者所管施設の被害の情報資料の収集、整理及び記録 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡及び要請 6 災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止 7 下水道料金の減免 8 電気・ガス事業所等との連絡・調整 9 下水道対策班主催会議等の記録 10 下水道対策班業務日誌の作成・保管
【応急給水班】 班長：上下水道課長兼務 上下水道課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 水道施設等の被害状況の調査・点検及び整理並びに記録 2 災害時の飲料水の供給 3 応急給水所等の設置、市民への周知 4 応急復旧資材の調達 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡及び調整 6 給水施設の応急復旧 7 二次被害防止のための指示及び要請 8 災害応急復旧工事に必要な労務者の雇用 9 関係団体等への支援及び協力の要請 10 災害応急対策経費の予算措置 11 水道料金の減免 12 応急給水班主催会議等の記録 13 応急給水班業務日誌の作成・保管

オ 産業再建対策部（長：産業部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：観光交流課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【農林対策班】 班長：農林課長 農林課 農業委員会事務局 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 農産物・林産物・畜産物及び農林業用施設等の被害状況の把握、整理及び記録 2 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供 3 二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示 4 農林業用施設の点検及びパトロールの実施並びに調整 5 農産物・林産物・畜産物の災害対策及び応急対策救護 6 被災した農家、畜産家、林業家に対する支援対応 7 農林業に係わる災害の応急復旧 8 農地等の応急対策資材の調達及び確保 9 家畜の防疫 10 農業委員の緊急会議 11 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理 12 被災施設の応急復旧の実施及び調整 13 応急対策の実施または農協、農家等による応急対策の実施に係る指導 14 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請 15 農林対策班主催会議等の記録 16 農林対策班業務日誌の作成・保管 17 農村公園及び付帯設備の保全 18 営農指導
【事業再建支援班】 班長：商工課長 商工課 観光交流課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 商業施設、観光施設等の被害状況の把握、整理及び記録 2 商工業関係の復旧資金の斡旋 3 商工業者の被害状況の情報収集 4 風評被害対策 5 二次被害防止のための指示及び要請 6 事業再開に係る支援(専門家の派遣等) 7 共同施設等の復旧支援 8 関係団体等への支援及び協力の要請 9 相談窓口の開設 10 金融対策(災害復旧資金制度の創設等) 11 事業再建支援班主催会議等の記録 12 事業再建支援班業務日誌の作成・保管 13 雇用の確保 14 企業誘致 15 市内生産物産の販売促進

カ 教育対策部（長：教育部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：生涯学習課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【施設対策班】 班長：教育総務課長 教育総務課 生涯学習課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 教育施設等の被害状況の把握、整理及び記録 2 災害応急対策経費の予算措置 3 教育施設の応急復旧 4 学校等教育施設が避難所に指定された場合の開放措置対策 5 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力 6 文化財の保全 7 私立幼稚園との連絡（施設罹災に対する支援等） 8 施設対策班主催会議等の記録 9 施設対策班業務日誌の作成・保管 10 児童公園及び付帯設備の保全
【児童・生徒支援班】 班長：学校教育課長 学校教育課 こども未来課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 教職員の動員 2 災害応急対策経費の予算措置 3 応急教育 4 幼稚園児及び児童生徒の避難誘導並びに保護者への引渡し 5 被災児童、生徒に対する学用品等の調達・支給 6 災害時の児童、生徒の保健管理 7 災害時の応急給食 8 私立幼稚園との連絡（児童等被災者に対する支援等） 9 児童・生徒支援班主催会議等の記録 10 児童・生徒支援班業務日誌の作成・保管

キ 行政局 災害対策部（長：総務部長兼務）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：行政局長	1 部内の統括 2 部内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【局統括班】 班長：市民係長 行政局 （局に必要とする最少人員を除く職員）	1 災害被害情報の収集および伝達 2 行政局災害対策部の設置、運営および廃止の検討 3 行政局災害対策部会議等の開催および進行 4 災害応急対策活動の総合調整および全体の進行管理 5 各班業務の統制、調整および復旧状況の把握 6 災害対策本部長の指示の伝達 7 行政局災害対策部会議等の議事録および活動状況の記録 8 災害に関する市民への広報活動 9 局管内の防犯パトロール

	10 保健衛生および環境衛生 11 局管内奉仕団体等との連絡および協力要請 12 局管内に開設される避難所への避難者の誘導、受入れおよび記録作成 13 避難所運営等にかかる職員の応援派遣の要請および協力 14 避難所内における物資の配分 15 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理および記録 16 非常配置人員の把握および調整 17 通信連絡の確保 18 行政局災害対策部および関係機関団体との連絡調整 19 公用車の配車および緊急輸送 20 被災地の清掃および消毒等 21 見舞金の取次ぎ 22 義援金品の受付受入窓口の開設 23 消防団各地区隊との連絡、協議 24 救援物資の調達および供給 25 各行政区長の対応調整 26 局統括班主催会議等の記録 27 局統括班業務日誌の作成および保管
【局支援班】 班長：産業建設係長 行政局 （局に必要とする最少人員を除く職員）	1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 危険箇所にかかる立入禁止区域の設定等の安全管理 3 災害対策用品および資材の調達要求 4 応急対策のための労務供給の要請 5 農林産物、畜産物、農林業用施設等の被害状況の整理および記録 6 商工業者、観光施設等の被害状況の把握、整理および記録 7 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供 8 相談窓口の開設 9 被災した農家、商工業者、畜産家、林業家に対する支援対応 10 被災施設の応急復旧の調整 11 二次被害防止のための指示および要請 12 局支援班主催会議等の記録 13 局支援班業務日誌の作成および保管

表－２（水防非常配備要領）

※状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

種 別	配 備 体 制	配備につく時期
水 防 第１配備体制 (水防１)	少人数の人員で、主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他活動ができる体制。	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには、時間的余裕があると認められるとき。
水 防 第２配備体制 (水防２)	所属人員の約半分を動員し、水防活動が発生したときも対応可能な体制。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水 防 第３配備体制 (水防３)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制。	甚大な被害の発生の恐れがあり、第２配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

() 書は、略称

第４ 重要水防区域

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市滝根地区）

番号	河川名	水防(消防) 分団名	左岸・右 岸の別	位 置			評価基準 種別	予想される危 険概要	対策水防 工法
				滝根町	字	延長m			
1	夏 井 川		両 岸	神俣		1,700	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市大越地区）

番号	河川名	水防(消防) 分団名	左岸・右 岸の別	位 置			評価基準 種別	予想される危 険概要	対策水防 工法
				大越町	字	延長m			
1	牧 野 川	大越地区隊 第１分団	両 岸	下大越	原	200	堤防高(A)	溢 水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市都路地区）

番号	河川名	水防(消防) 分団名	左岸・右 岸の別	位 置			評価基準 種別	予想される危 険概要	対策水防 工法
				都路町	字	延長m			
1	南 川	都路地区隊 第１分団	両 岸	古道	横山前	120	堤防高(B)	溢 水	土のう積
2	古 道 川		両 岸	岩井沢		5,200	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市常葉地区）

番号	河川名	水防(消防) 分団名	左岸・右 岸の別	位 置			評定基準 種別	予想さ れる危 険概要	対策水防 工法
				常葉町	字	延長m			
1	大滝根川	常葉地区隊 第1分団	両 岸	常 葉	陣場 長縄	300	堤防高(A)	溢 水	土のう積
2	大滝根川	常葉地区隊 第3分団	両 岸	関 本	仲ノ坪	200	堤防高(A)	溢 水	土のう積
3	桧 山 川	常葉地区隊 第1分団	右 岸	常 葉	石蒔田	200	堤防高(A)	溢 水	土のう積
4	大滝根川		両 岸	西 向		3,800	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積
5	桧山川		両 岸	堀 田		800	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市船引地区）

番号	河川名	水防(消防) 分団名	左岸・右 岸の別	位 置			評定基準 種別	予想さ れる危 険概要	対策水防 工法
				船引町	字	延長m			
1	大滝根川	船引地区隊 第1分団	両 岸	船 引	館柄前 安久津	2,500	堤防高(A)	溢 水	土のう積
2	樋 渡 川	船引地区隊 第5分団	右 岸	芦 沢	膳 棚 猫 台	150	堤防高(A)	溢 水	土のう積
3	大滝根川		両 岸	船 引		2,200	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積
4	牧 野 川		両 岸	今 泉		2,200	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積
5	移 川		両 岸	上 移		10,500	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積
6	紫 川		両 岸	北鹿又		2,800	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積
7	堀越川		両 岸	堀 越		2,900	工事施工 (堆砂)	溢 水	土のう積

(備考)

1 評定基準種別

- 堤防高（A） 計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所
- 堤防高（B） 計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
- 工事施工 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

第5 水防資器材等

1 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資器材取扱要領

ア 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

イ 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

(2) 水防倉庫

福島県水防計画の水防管理団体の水防倉庫備蓄基準（表－3）により、重要水防区域の実態に即応した、必要な資器材を備蓄するものとする。

表－3

品 名・規 格		単位	数 量	品 名・規 格		単位	数 量
器 材	ス コ ッ プ	丁	2 0	器 材	杭木(長 0.6～1.0m) (末口 5～9 cm) 又は鉄筋杭(径 16 mm以上)	本	3 0 0
	掛 矢	丁	5		土のう袋	袋	5 0 0
	ペ ン チ	丁	5		ビニールシート	枚	6 0
	鋸	丁	5		縄 (110～140m／巻)	巻	2 0
	鎌	丁	5		鉄 線(#10)	kg	2 0
	お の	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)	袋	5 0

(備考)

- 1 上記の他、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

2 水防倉庫の資器材備蓄状況

水 防 倉 庫 名		滝根・大越・都路・常葉・船引町水防倉庫						
備 蓄 資 材 ・ 器 具 内 訳								
品 名	単 位	備蓄基 準数量	現 有 備 蓄 数 量					
			滝根町	大越町	都路町	常葉町	船引町	田村市合計
ツルハシ	丁		2	6	2	1 0	1 7	3 7
ナ タ	丁		7	2	5	3	7	2 4
掛 矢	丁	5	4	5	5	1 0	5	2 6
スコップ	丁	2 0	2 2	2 0	2 0	2 9	4 6	1 2 9
お の	丁	5	2	5	5	2	5	1 9
ペ ン チ	丁	5		5	5	4		1 4
ハンマー	丁		2	2	1	4	2	1 1
鎌	丁	5	1 6	5	5	8	5	3 7
鋸	丁	5	4 5	5	5	1 2	9	7 0
土のう袋	袋	5 0 0	1,000	500	500	800	2,400	4,900
大型土のう袋	袋	5 0		1 0		1 0		2 0
ビニールシート	枚	6 0	4 5	4 0	4 0	4 0	7 0	2 0 5
縄	巻	2 0	4	1 0	1 0	1 0	2 0	5 2
ロ ー プ	巻		4	5	1 0	1 5	2 0	4 6
抗木又は鉄筋抗	本	3 0 0	1 0 0	3 0 0	1 0 0	1 2 0	8	7 3 8
鉄 線	kg	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0		6 1
チェーンソー	台		2		1	1	1	5
投光器	台		(併) 9	1 (併) 2	(併) 3	(併) 5	(併) 10	1 (併) 2 9
発電器	台		(併) 9	1 (併) 2	(併) 3	(併) 4	(併) 10	1 (併) 2 8
拡声器	台		(併) 1	(併) 1	(併) 1	(併) 2	(併) 2	(併) 9
携帯無線機	台		(併) 2 7	(併) 3 3	(併) 5 1	(併) 7 6	(併) 200	(併) 3 8 7

※ (併) 消防と併用

3 調達可能水防資材

備蓄資器材の使用、または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の業者を水防資材取扱業者とする。

なお、各地区隊において状況の急変等により、水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は、その旨を水防本部長に報告するものとする。

水 防 資 材 取 扱 業 者 一 覧

業 者 名	住 所	電 話
JA 福島さくら滝根支店	滝根町神俣字関場 122	78-3311
(有)永井のくわ	滝根町神俣字町 33	78-2022
JA 福島さくら大越支店	大越町上大越字久保田 64	79-3131
(株)相馬金物店	大越町上大越薬師堂 180	79-2464
(有)武田工務店	大越町下大越字川向 480	79-2019
(有)最上商会	都路町古道字横山前 28	75-2056
ふくしま中央森林組合都路事業所	都路町古道字戸田平 112-1	75-2013
JA 福島さくら東部営農経済センター	常葉町常葉字古御門 35	67-1955
本田製材所	常葉町西向字米粉原 18	77-2272
(株)西向建設工業	常葉町西向字中 76-1	77-2133
土屋商店	常葉町常葉字上町 82	77-2085
(有)白岩材木店	常葉町小檜山字行屋前 53-2	77-2456
善五郎商店	常葉町常葉字上町 81	77-2072
田村森林組合	常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67-1101
ワタゼン(有)	船引町船引字北町通 45	82-0027
小泉与四衛商店(有)	船引町船引字砂子田 73-1	82-0253

4 水防資器材の輸送

(1) 水防資器材輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

(2) 緊急のため運搬車両の不足を生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

5 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

田村市の水防に要する費用は水防法第41条により、本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、水防法第23条により、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（水防法第42条）

(2) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ただし、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防法第28条）

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- ・ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

① 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

(表)	(裏)
第 号	水防法
公用負担権限証明書	第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
田村市消防団 氏 名	2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。	
令和 年 月 日	
田村市長 (印)	

②公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次に示す命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべき者に手渡した後に、これを行うものとする。

第	号	公 用 負 担 命 令 票	
1	目 的 物	種 類 ○○○○○	数 量 ○○○○○
2	負担の内容	使用・収用・処分	
令和 年 月 日 ○○○○○ 様 田 村 市 長 氏 名 印 事務担当者 氏 名 印			

第6 市内における水位、雨量観測所

1 水位観測所

(1) 水防活動に必要とする量水標

観 測 所 名	河 川 名	設 置 場 所	備 考
中 島 水 位 観 測 所	大滝根川	船引町船引字中島地内	三春土木事務所
光 大 寺 水 位 観 測 所	大滝根川	船引町芦沢字光大寺地内	三春ダム管理所
常 葉 水 位 観 測 所	大滝根川	常葉町常葉字陣場地内	三春ダム管理所
牧 野 水 位 観 測 所	牧野川	船引町今泉字堰田地内	三春ダム管理所

(2) 危機管理型水位計

観 測 所 名	河 川 名	設 置 場 所	備 考
中 宗 橋 水 位 計	大滝根川	常葉町関本字中宗地内	三春土木事務所
遠 下 橋 水 位 計	牧野川	船引町船引字館屋敷地内	三春土木事務所
膳 棚 橋 水 位 計	樋渡川	船引町芦沢字深山地内	三春土木事務所
黒 川 橋 水 位 計	桧山川	常葉町堀田字東黒川地内	三春土木事務所
戸 屋 橋 水 位 計	南川	都路町古道字横山前地内	三春土木事務所
大 橋 水 位 計	移川	船引町北移字大畑地内	三春土木事務所

尻 後 橋 水 位 計	移川	船引町大倉字本町地内	三春土木事務所
宮 地 橋 水 位 計	紫川	船引町門鹿字宮林地内	三春土木事務所
寺 向 橋 水 位 計	八島川	船引町要田字寺向地内	三春土木事務所
館 野 橋 水 位 計	牧野川	大越町上大越字水神宮地内	三春土木事務所
宮 林 2 号 橋 水 位 計	堀越川	船引町堀越字馬喰前地内	三春土木事務所
下 田 橋 水 位 計	古道川	都路町岩井沢字平蔵内地内	三春土木事務所
河 原 橋 水 位 計	夏井川	滝根町神俣字弥五郎内地内	三春土木事務所
梵 天 川 1 号 橋 水 位 計	梵天川	滝根町神俣字梵天川地内	三春土木事務所
上 源 橋 水 位 計	牧野川	大越町下大越上元地内	三春土木事務所
真 城 橋 水 位 計	大滝根川	常葉町西向字菅田地内	三春土木事務所

2 雨量観測所

(1) 水防活動に必要とする観測所

観 測 所 名	代表河川名	設 置 場 所	備 考
瀬 川 雨 量	移 川	船引町新館字下地内	三春土木事務所
下 大 越 雨 量	牧野川	大越町下大越字中田地内	三春土木事務所
大 滝 根 観 測 所	大滝根川	滝根町菅谷字田木山御峠地内	三春ダム管理所
古 道 雨 量	高瀬川	都路町古道字戸屋地内	富岡土木事務所

(2) その他の観測所

観 測 所 名	代表河川名	設 置 場 所	備 考
船 引 地 域 気 象 観 測 所	大滝根川	船引町船引字新房院地内	福島地方气象台
常 葉 観 測 所	大滝根川	常葉町常葉字陣場地内	三春ダム管理所
鞍 掛 観 測 所	大滝根川	船引町堀越字早坂地内	三春ダム管理所
片 曾 根 観 測 所	大滝根川	船引町船引字平背戸地内	三春ダム管理所
田 村 市 滝 根 行 政 局	夏井川	滝根町神俣字関場 118	自記
田 村 市 大 越 行 政 局	牧野川	大越町上大越字水神宮 62-1	自記
田 村 市 都 路 行 政 局	古道川	都路町古道字本町 33-4	自記
田 村 市 常 葉 行 政 局	大滝根川	常葉町常葉字町裏 1	自記
田 村 市 役 所	大滝根川	船引町船引字畑添 76-2	自記
田 村 市 常 葉 災 害 観 測 所	大滝根川	常葉町常葉字町裏 1	自記
田 村 市 船 引 災 害 観 測 所	大滝根川	船引町船引字馬場川原 20	自記

第7 通信連絡

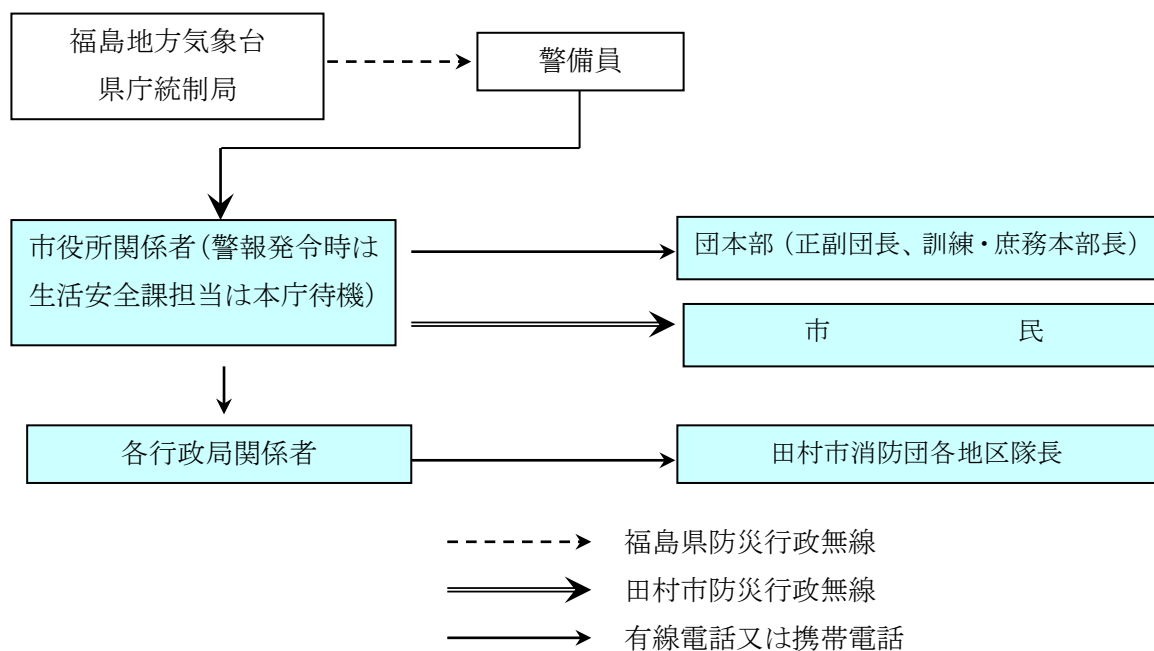
1 通信連絡系統

○水防関係機関連絡表

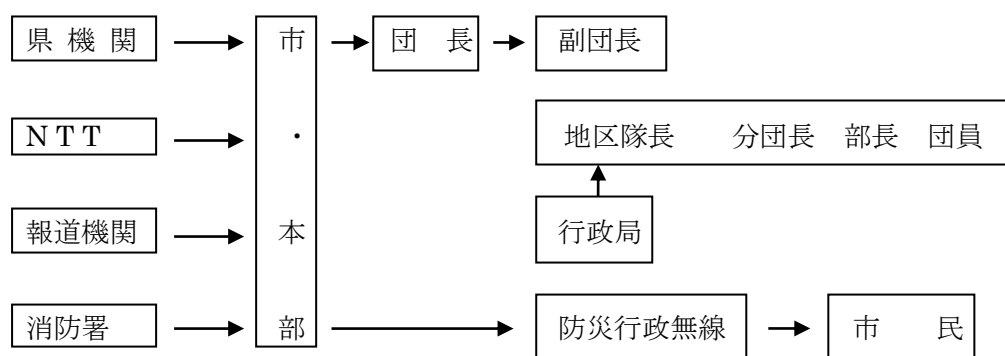
連 絡 先	電 話 番 号	連 絡 先	電 話 番 号
田 村 市 役 所	8 1 - 2 1 1 1	福島県県中地方振興局	024-935-1295
田 村 市 生 活 安 全 課	8 2 - 1 1 1 6	福島県県中建設事務所	024-935-1455
田 村 市 滝 根 行 政 局	7 8 - 2 1 1 1	陸上自衛隊郡山駐屯部隊	(代)024-951-0225
田 村 市 大 越 行 政 局	7 9 - 2 1 1 1	福島県三春土木事務所	6 2 - 3 1 5 1
田 村 市 都 路 行 政 局	7 5 - 2 1 1 1	田 村 消 防 署	8 2 - 1 2 0 0
田 村 市 常 葉 行 政 局	7 7 - 2 1 1 1	田村消防署滝根分署	7 8 - 2 5 1 1
福島県土木部河川整備課	024-521-7483	田村消防署大越分遣所	6 8 - 3 8 9 9
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171	田村消防署都路分署	7 5 - 3 0 0 0
〃 福島河川国道事務所	024-539-6127	田 村 警 察 署	6 2 - 2 1 2 1
〃 〃 郡山出張所	024-943-6591	田村警察署小野分庁舎	7 2 - 2 1 2 1
〃 三春ダム管理所	0247-62-3145		

2 通報と伝達の系統図

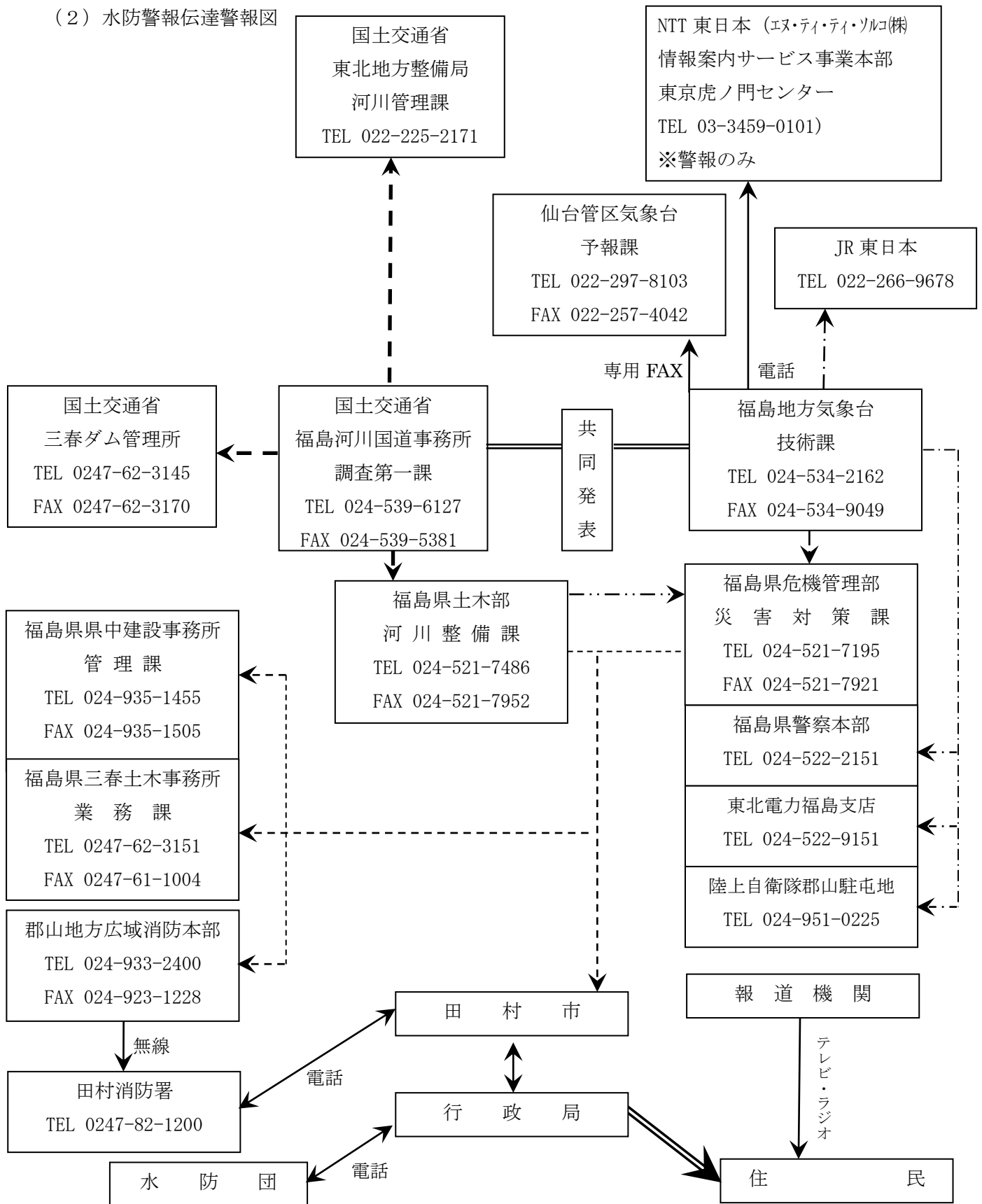
(1) 退庁後水防用務連絡系統図



(2) 水防用気象予警報伝達系統図



(2) 水防警報伝達警報図



第8 水防用気象通報及び水防警報

1 気象台が発表する水防用気象通報

注意報、警報の種類及び発表基準（抜粋）

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	表面雨量指数基準※1「7」 土壌雨量指数基準※2「55」
洪水注意報	流域雨量指数基準※3 大滝根川流域「19.9」 移川流域「13.8」 牧野川流域「11.4」 桧山川流域「10.2」 古道川流域「15.6」 南川流域「8.8」 夏井川流域「8.9」
大 雨 警 報	浸 水 害 表面雨量指数基準「11」 土砂災害 土壌雨量指数基準「84」
洪 水 警 報	流域雨量指数基準※3 大滝根川流域「24.9」 移川流域「17.3」 牧野川流域「14.3」 桧山川流域「12.8」 古道川流域「19.6」 南川流域「11」 夏井川流域「11.2」
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
記録的短時 間大雨情報	1時間雨量「100mm」

※1 表面雨量指数とは、地形、土地利用などその土地がもつ雨水のたまりやすさの特徴を考慮して降った雨による浸水害発生の危険度の高まりを数値で表現したもの。地表面を約1km四方の領域で分割し計算します。

※2 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを計算して数値化したもので、土砂災害発生の危険度の高まりを表したもの。地表面を約1km四方の領域で分割し計算します。

※3 流域雨量指数とは、河川の上流域で降った雨が河川に沿って下流へと移動する量を計算して数値化したもの。河川流域を約1km四方の領域で分割し計算します。

2 国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知

水防法による水位周知 (水防法第13条)	洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位を定め、周知する。
-------------------------	---

福島県知事指定河川及び避難判断水位

河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位	発 表 区 間	
大滝根川	三春土木事務所	中島水位観測所	3.50m (T.P.404.12 m)	(左岸) 船引町春山字和久 (町尻川合流点)	船引町船引字入山 から (中ノ内橋)
				(右岸) 船引町春山字上ノ台 (町尻川合流点)	船引町船引字中ノ内前 から (中ノ内橋)
※水防団待機水位		2.00m			
※はん濫注意水位		2.80m			
※はん濫危険水位		4.20m			
河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位	発 表 区 間	
牧野川	三春土木事務所	牧野水位観測所	3.15m (T.P.418.805m)	(左岸) 大越町牧野字牧野 (県管理区間上端)	船引町船引字舘屋敷 から (大滝根川合流点)
				(右岸) 大越町牧野字戸ノ内 (県管理区間上端)	船引町船引字川代 から (大滝根川合流点)
※水防団待機水位		- m			
※はん濫注意水位		- m			
※はん濫危険水位		3.50m			

3 国土交通大臣又は都道府県知事が発令する水防警報

水防法による水防警報 (水防法第16条)	洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるときに水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。
-------------------------	--

第9 水防活動

1 水防巡視

(1) 水防巡視

水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに消防団正副団長及び各河川の水防受持区域の消防団地区隊長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び堰等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が警戒水位に達したときは、直ちに関係消防地区隊長に通知するとともに、必要な団員を召集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

(2) 消防団地区隊の水防受持区域

消防団地区隊の水防受持区域を次のとおり定める。

なお、団長は水防状況を勘案の上必要と認めた場合は、水防受持区域を変更し他の地区隊の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

(田村市消防団滝根地区隊)

担当分団	受 持 区 分			責 任 者
	河 川 名	位 置	延 長	
第3分団	夏 井 川	川除	1 5 0 m	第3分団長

(田村市消防団大越地区隊)

担当分団	受 持 区 分			責 任 者
	河 川 名	位 置	延 長	
第1分団	牧 野 川	原	2 0 0 m	第1分団長

(田村市消防団都路地区隊)

担当分団	受 持 区 分			責 任 者
	河 川 名	位 置	延 長	
第1分団	南 川	横山前、馬場平	1, 5 0 0 m	第1分団長

(田村市消防団常葉地区隊)

担当分団	受 持 区 分			責 任 者
	河 川 名	位 置	延 長	
第1分団	大 滝 根 川	常葉字滝ノ前～前田	4, 0 0 0 m	第1分団長
	桧 山 川	常葉字本坊	2 0 0 m	
	大 平 山 川	常葉字田和上～向田	2 0 0 m	
第1分団	大 滝 根 川	久保字樋ノ口～川久保	2 5 0 m	第1分団長
	桧 山 川	常葉字四重城～石蒔田	3, 7 3 0 m	
	石 蒔 田 川	常葉字壁谷田～前田	1, 1 5 0 m	
	新 田 作 川	新田作字箆内～常葉字五斗蒔	3, 6 5 0 m	
	久 保 川	久保字宮ノ前～川久保	3, 5 0 0 m	
	羽 山 川	常葉字富作～久保字樋ノ口	2, 5 0 0 m	
第2分団	大 滝 根 川	西向字西美田～下川原	2, 5 5 0 m	第2分団長
	休 石 川	西向字休石～沖畑	2, 8 0 0 m	
	鹿 山 川	西向字東ノ内～歩代田	4, 3 0 0 m	
第3分団	大 滝 根 川	早稲川字上遠野～関本字岡ノ内	4, 0 2 0 m	第3分団長
	桧 山 川	堀田字柳渡戸～細越	4, 0 5 0 m	
	八 升 栗 川	堀田字八升栗～柳渡戸	2, 1 0 0 m	
	田 代 川	堀田字田代～塚越	3, 7 5 0 m	
	沼 田 入 川	堀田字柳渡戸～桧山川合流点	1, 4 0 0 m	
	小 桧 山 川	小桧山字狼ノ神～神明前	2, 0 0 0 m	
第1分団	南 倉 川	山根字早坂～四重城境	2, 0 0 0 m	第1分団長
	山 根 川	山根字芦坂～堀田平	4, 8 5 0 m	
	石 蒔 田 川	山根字定福～池ノ畑	1, 6 5 0 m	

担当分団	受 持 区 分			責 任 者
	河 川 名	位 置	延 長	
第1分団 第2分団 第5分団	大 滝 根 川	船引・春山・芦沢	1 2, 0 0 0 m	第1分団長 第2分団長 第5分団長
第1分団	牧 野 川	今泉・船引	3, 8 0 0 m	第1分団長
第3分団 第4分団	移 川	上移・南移・北移・石沢 新館・大倉・横道・中山	1 2, 9 0 0 m	第3分団長 第4分団長
第5分団	樋 渡 川	堀越・芦沢	4, 2 0 0 m	第5分団長
第2分団 第5分団	町 尻 川	芦沢・春山	3, 7 0 0 m	第2分団長 第5分団長
第3分団	紫 川	北鹿又・門鹿・大倉	4, 2 0 0 m	第3分団長
第5分団	堀 越 川	堀越・門沢	3, 1 0 0 m	第5分団長
第2分団	八 島 川	荒和田・要田	3, 5 0 0 m	第2分団長

(3) 各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、水位の変化と水門の状況などを水防本部長に報告するものとする。

なお、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、県規則第1信号及び防災行政無線放送により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、県規則第2信号を打鐘、及び防災行政無線放送により団員を招集し、水防活動に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。

(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに県規則第3信号を打鐘、及び防災行政無線放送により周知し、その旨を水防本部長に報告するものとする。

(6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内の住民の避難立退きを必要と認めるときは、県規則第4信号を打鐘、及び防災行政無線放送により周知し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その内容を水防本部長に報告するものとする。

2 出動及び水防作業

(1) 水防本部長は、次の事態が生じた場合には、水防法第17条の規定により、次表に示す出動指令を発し、速やかに所轄の水防団等を非常配備につかせるものとする。

また、水防団の活動状況について、所轄建設事務所を経由で知事に報告するものとする。

ア 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。

イ 所轄河川等がはん濫注意水位（警戒水位）に達する等、治水上の危険が生じたとき。

ウ 地方水防本部からの指示があったとき。

エ その他、水防本部長が自らの判断により必要と認めたとき。

(2) 水防団の出動段階は、次のとおりである。

活動段階	活 動 内 容	指令の発せられる時期
第1段階 「待 機」	○水防団を待機させるもの	概ね水防に関する気象情報等が発せられ、洪水が予想されるとき。
	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうるように準備する。	
第2段階 「準 備」	○水防活動の準備を通知するもの	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
	水防団の長は水防資器材の配備・点検、団員の配備計画にあたる。 また、水防上重要な工作物や河川の巡視等に一部の団員を出動させる。	
第3段階 「出 動」	○水防団に活動を通知するもの	概ね河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。
	水防団等の全員が集合し、警戒配備につく。	
第4段階 「解 除」	○水防団の終了を通知するもの	概ね水防警報が解除され、かつ河川がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減する等、水防上の危険が解消されたとき。
	人員を確認し、水防活動の内容を報告の上、解散する。	

(3) 水防作業上の留意点

ア 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部所を遵守すること。

イ 作業中は、上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。

ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「ろう水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人心を動揺させてはならない。

エ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。

しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。

3 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則（昭和24年9月24日 福島県規則第91号）の規定に基づき次のように行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	市民に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	各分団長より、洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員のほか、必要に応じ一般市民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	田村警察署又は田村警察署小野分庁舎に連絡し、市民を避難場所へ誘導する。

4 水防通報

（1）決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防本部長は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を福島県県中建設事務所、福島県三春土木事務所、及びはん濫すべき方向の隣接水防管理団体並びに国土交通省直轄工事区域にあっては、東北地方整備局福島河川国道事務所に通知するものとする。通知を受けた建設事務所及び土木事務所は、これを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

（2）避難のための立退き

水防本部長が必要と認めたときは、防災行政無線その他の広報手段によって、水防法第29条の規定による立退き、又はその準備を指示する。

水防本部長は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

5 水防の解除

水防本部長は、水防警報等が解除され、かつ水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防活動、警戒の必要がないと認められたとき。

6 堰の操作

洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがあるときは、管理者は開閉責任者に対しその旨を通知し、開閉責任者は水害の発生を未然に防止するため、堰を速やかに操作するものとする。

7 水防活動の報告

（1）各分団長は、水防活動終了後2日以内に別紙2により水防本部長に水防活動状況を報告しなければならない。

（2）水防本部長は、三春土木事務所経由で知事に水防活動終了後、速やかに報告をするものとする。

第10 水防演習

水防体制の充実化を図り、適切な水防活動の実施に資するため、水防法第32条の2の規定により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

1. 水防訓練実施計画

(1) 目的

水防は、迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。よって、水防に関する知識及び技術の向上により水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的とし、本計画に基づき水防訓練を実施する。

(2) 実施方法

水防団において実施する。